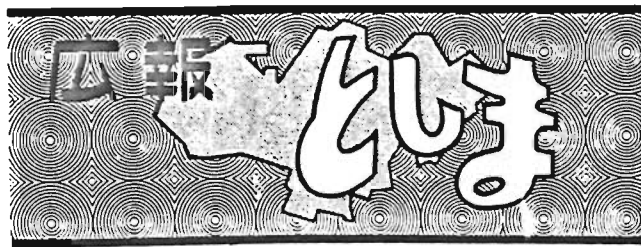


世帯と人口	
4月1日現在	
人口	312,590(前月比-2,173)
男	155,345(前月比-1,249)
女	157,245(前月比-924)
世帯数	135,125(前月比-743)
(住民基本台帳による)	



この電話は夜間・休日でも利用できます。



発行 東京都豊島区役所 豊島区東池袋 1-18-1 電話 [981] 1111 千 170 編集 広報室

# 緑いっぱい住みよい生活環境づくり



## 区の木と花を選ぼう

- ◆ 応募期間 4月25日(水)～6月24日(日)まで
- ◆ 応募資格 区内にお住いの一般区民の方
- ◆ 応募方法 一人につき木・花各一点。①官制はがき(記入方法は下図参照)②投票用紙(用紙は各出張所または区役所玄関案内所にあります)
- ◆ 応募先 ①郵送の場合 豊島区東池袋一の十八の一豊島区役所広報室。②直接の場合 各出張所窓

### 多数ご応募ください

### 自然回復を願う「緑のシンボル」

暮らしと生命を支える自然を愛し、うるおいのある生活環境を求めるために「区の木と花」を選定することになりました。

区民のみなさんと協力し合って、町を緑と花でいっぱいにしていきましょう。

区にふさわしい「木と花」を選んでください。

木の名まえ〇〇〇〇〇〇  
花の名まえ〇〇〇〇〇〇

(理由があれば記入)

住所  
氏名  
年齢  
電話番号

- ◆ 選定方法 選定会議を設けて選定させていただきます。
- ◆ 発表 8月25日発行の木紙上から抽せんにより各五名の方に贈られます。
- ◆ 記念品 入選種目の応募者のなかから抽せんにより各五名の方に贈られます。
- ◆ 問合せ先 広報室(内線26)

区内には、誕生したお子さんの健康やかな成長を祈念するとしても、自然を愛する意識を培い、緑化運動の一層の推進をはかるために、記念植樹を実施することになりました。

▽対象者は――

区内に住民登録を定める予定の誕生者で、苗木配付時に引き継ぎ区内居住の予定者です。

▽申込方法は――

出生届提出の際、誕生記念苗木申込書(区民課窓口にあります)に、希望の苗木等記入し、希望の苗木等を受取っていただく。

▽申込受付から苗木配付まで――

区では、申込みを受け付け、とりまとめ引換券を郵送いたします。それを持って区の指定の種苗業者から苗木を受取っていただくしくみになっています。

誕生者として、区が贈呈します苗木を自宅に植栽できない方のために「誕生の森」を設けることになりました。

▽誕生の森――

利用の案内

誕生記念として、区が贈呈します苗木を自宅に植栽できない方のために「誕生の森」を設けることになりました。

▽誕生の森――

利用の案内

誕生者として、区が贈呈します苗木を自宅に植栽できない方のために「誕生の森」を設けることになりました。

▽誕生の森――

利用の案内

誕生者として、区が贈呈します苗木を自宅に植栽できない方のために「誕生の森」を設けることになりました。

▽誕生の森――

利用の案内

誕生者として、区が贈呈します苗木を自宅に植栽できない方のために「誕生の森」を設けることになりました。

▽誕生の森――

利用の案内

誕生者として、区が贈呈します苗木を自宅に植栽できない方のために「誕生の森」を設けることになりました。

▽誕生の森――

利用の案内

誕生者として、区が贈呈します苗木を自宅に植栽できない方のために「誕生の森」を設けることになりました。

▽誕生の森――

利用の案内

誕生者として、区が贈呈します苗木を自宅に植栽できない方のために「誕生の森」を設けることになりました。

▽誕生の森――

利用の案内

誕生者として、区が贈呈します苗木を自宅に植栽できない方のために「誕生の森」を設けることになりました。

▽誕生の森――

利用の案内

誕生者として、区が贈呈します苗木を自宅に植栽できない方のために「誕生の森」を設けることになりました。

▽誕生の森――

利用の案内

## 殖そう緑 守ろう自然

### 樹木を伐採する前に「緑の銀行」開設

区では「緑の銀行」を開設いたしました。この銀行は、区民のみなさんのなかで、宅地内の建築などによって樹木が不用となった場合、供出をさせていただきます。一方植樹を希望する方の申込みを受け、区が仲介の労をとり、無料であっせんするためのものです。

林道を歩いているときのむせるような緑の香、日ざかりの町でふとめぐり合う緑陰でのやすらぎ。こうした経験をうちの方も、かなりおられるはず。都会では、無秩序に速度を早める市街化、人口、産業の都市への過度集中によって、ひんばつする各種の公害などを原因に、私たちの周辺から緑は減っていく傾向です。

緑の機能は、人間を含む生物が生きていくうえで、うるおいのある環境をつくる自然の調整者であり、「汚れた空気をきれいにする自然の掃除機」でもあります。

区民のみなさんと一緒に、緑豊かなまちをつくりましょう。

区内で現存する僅かな緑を守るために、ぜひご利用ください。

☆不用樹木の申込み――

樹木を提供しようとする方は不用樹木登録申込書(公園課窓口にあります)を当係に提出していただきます。お急ぎの場合、お電話でどうぞ。

区内で現存する僅かな緑を守るために、ぜひご利用ください。

☆不用樹木の申込み――

樹木を提供しようとする方は不用樹木登録申込書(公園課窓口にあります)を当係に提出していただきます。お急ぎの場合、お電話でどうぞ。

このように見地から、区では昨年十一月「緑化対策プロジェクト」を設け、現存する僅かな緑を守ると共に、積極的な緑をつくり出そうと、効果的な施策の発案に取り組みまいりました。

そこで本年度は、重点施策の第一に「緑化推進」を取りあげました。

区民のみなさんと一緒に、緑豊かなまちをつくりましょう。

区内で現存する僅かな緑を守るために、ぜひご利用ください。

☆不用樹木の申込み――

樹木を提供しようとする方は不用樹木登録申込書(公園課窓口にあります)を当係に提出していただきます。お急ぎの場合、お電話でどうぞ。

なお、対象となる樹木の大きさは、おおむね目通り(目の高さで幹の周囲が)30cm以下です。

☆植樹の申込み――

植樹を希望する方は、植樹希望登録申込書(公園課窓口にあります)に所要事項を記入して当係に提出していただきます。

☆登録料およびお返し――

区は申込みを受けると「緑の銀行簿」に登録して、随時希望者相互に受け渡します。

なお、登録期間は申込みを受けから一か年以内とします。

☆樹木の受渡――

希望者相互の話し合いによって、取引が成立した場合は、両者間で受渡しを行ないます。

☆移植経費の負担――

樹木の移植、運搬などに要する経費は、原則として植樹希望者の負担となります。

☆公共施設への移植――

植樹希望者でない樹木は、必要に応じて区が受領し、公園などの公共施設に移植します。

※「緑の銀行」窓口は――

公園課公園管理係(内線36)



### お子さんの誕生祝って「記念植樹」をどうぞ

誕生者として、区が贈呈します苗木を自宅に植栽できない方のために「誕生の森」を設けることになりました。

▽誕生の森――

利用の案内

### 寝たきりのお年寄りに

#### 老人福祉手当が増額

##### 4月1日から月額五千円に

区では、心身に故障があるため寝たきりの状態にあるおとしりに、病苦を慰め、経済的負担を少しでも軽減していただくため、昨年十一月一日から月額三千円の福祉手当を支給していましたが、四月一日から月額五千円に引きあげられます。なお所得制限が撤廃になりましたので、次の要件に該当されて、まだ手続きをしていない方は、申請してください。

◎区内にお住まいの満六十五歳以上の方で、  
①寝たきりの状態が六か月以上になり、なお、その状態が継続するものと認められること。



明るく育つ「さくらの家」  
45年11月に開所した。心身障害者の福祉施設「さくらの家」は、いま生きる喜びを身体に表現するよう、明るく花を咲かせています。〔写真〕軽作業風景

### 心身障害者(児)の実態調査に

#### ご協力ください

#### きめ細かい施策を図るため

区では、今年度の区政基本方針として、四本の柱を軸としておりますが、心身障害者の福祉増進のための施策は、その柱の一本となっております。

そこで、区では心身に障害をおもちの方やご家族の生活の安定を願い、ひとりの人間としてのしあわせを保障し、かつ守るための仕事を押し進めることになりました。そのためには、心身に障害をおもちの方やご家族がどのような生活を送り、何を必要とし、またどのような考えをお持ちになつておられるかを、正確に知っておくことが何よりも必要だと考えています。

このような趣旨のもとに、次の要領で、心身障害者(児)の実態調査を行いますので、なにごとご協力くださいますようお願いいたします。

- 1 調査の対象となる方は——昭和四十八年五月一日現在、区内にお住い(施設、病院等に入院中の方も含む)の方
- 2 知恵おくれのある方
- 3 身体に障害のある方

なお、他区市町村または、他府県から転入された方で、豊島区福祉事務所に入籍手続きをされていない方には、通知をさしあげることができませんので、もしあなたが、これに該当する方でしたら、ぜひ左記までご連絡ください。

2 調査期間は——昭和四十八年五月一日から昭和四十八年五月三十一日までの一か月間です。

3 調査の内容は——

- ① 障害者の状況
  - ② 生活の状況
  - ③ 世帯の状況
  - ④ 福祉施設の利用状況
  - ⑤ 要望および意見について
- 4 調査の方法は——
- ① 知恵おくれのある方については、精神薄弱者相談員が、対象となるご家庭を訪問して行ないます。
  - ② 身体に障害のある方については、調査用紙を対象となるご家庭に郵送し、ご記入いただいた後は、同封の封筒で返送していただきます。
- なお、調査用紙は、四月末には対象となるご家庭にお送りすることになっておりますが、五月一日までに届かなかった方で、対象となる方は、福祉課福祉係(内線312)へご連絡ください。

#### ご協力ください

#### 社会教育団体を調査中!

教育委員会では、当区における社会教育活動の発展を図るため、区内で活動している社会教育団体の調査を行なつております。この調査によって各団体の実態を把握し、今後の社会教育団体の育成のための参考とするとともに、調査票提出団体に対しては、資料の提供等を通じ、団体活動の発展に寄与していく予定です。対象となる団体は……

- ▽青少年団体、子ども会などの少年団体、青年会、青年グループなど。
- ▽成人団体、婦人会、学習グループなど。
- ▽芸術文化団体、美術、文芸、茶華道などの学習グループ。

▽調査票の提出は……

その他、社会教育活動を目的とした団体。  
▽対象となる団体は、次の要件を必要とします。

- ・七人以上の会員で構成されていること。
- ・団体の活動の本拠および事務所が当区内にあること。
- ・団体の意思を表明する代表、団体の意思を決定する機関(役員、総会など)および団体独自の経理機構を有すること。
- ・継続的かつ計画的に社会教育活動を行なうこと。
- ・営利を目的とする団体、政治活動を行なう団体、特定の宗教活動を行なう団体は除かれます。

団体の代表者が所定の用紙(当係および青年館にありませぬ)に記入のうえ、教育委員会へ提出してください。

調査票提出の際に規約(会則)会員名簿および活動に関する資料を添付してください。

この調査票は三年間ごとに提出していただきますので、昨年度(四十七年度)中に提出した団体は必要ありませんが、四十八年度の事業活動計画書(用紙は当係および青年館にありませぬ)のみ提出してください。

告知板  
★児童館5月のプログラム  
・高田児童館 11時～16時  
3日「ありんこ祭り」19日「映画会」23日「競技大会」  
・西果崎児童館 11時～13時  
3日「ありんこ祭り」19日「映画会」23日「競技大会」  
・南長崎児童館 11時～13時  
3日「ありんこ祭り」19日「映画会」23日「競技大会」  
・池袋児童館 11時～14時  
5日「記念バッチをさしあげるほかに形制、手品も行ないます。12日「みんなで花だんづくり」16日「みんなでどんたりはなれり」26日「みんなでゲーム大会」  
★初心者水泳教室  
区体育協会主催、区水泳連盟指導で英明体育館(東鴨三の八)温水プールで開きます。会費千円で定員は男女各50名。5月2日から体育課(内線312)で先着順に受付。開催日は男子 5月18日午後6時半、19日午後3時半、20日午前10時から。女子 5月25日午後6時半、26日午後3時半、27日午前10時から。  
★かしこい消費費にならう  
★勉強会 5月15日「社会保障の現状と外国の例」18日「医療制度」22日「年金制度」いずれも区民センターで午後1時30分から。講師は法政大学吉田秀夫教授。見学者は授業料と交通費をつくる食品店、クリーニング店、パン屋をつくるホクシー草加工工場です。主婦を対象に5月25日開催。申込又は5月1日から定員名を先着順に受付。  
・講座 便利なプラスチック製品は使い方によっては有害物が流出危険です。そこで注意すべきことは、評論家正木英子氏を招いて、10日は区民センター、11日は東鴨三児童館で共に午後1時30分から以上申込先とお問い合わせは電話で消費経済係(内線312)まで。

### 「福祉の窓口」を一階に

豊島区の受付は二階に

窓口変更  
一部

区では本年度、福祉最優先をとりあげました施策にそつと、お年寄りや身体障害者のための区役所窓口を、少しでもその不便を解消しようと、今までの二階から、もっとも庁舎の出入口に近い一階に移し、執務を始めました。

一階に移ったのは、厚生部区役所の駐車場が満杯! 最近区役所にいらつしやる方のなかには、車でみえる方が多くなりましたが、現在使用している庁舎わきの駐車場の拡張が困難のため、まことに恐縮ですが、ご来庁の際はなるべくお車の使用をご遠慮くださるようご協力ください。

▽おねがい△  
区役所の駐車が満杯! 最近区役所にいらつしやる方のなかには、車でみえる方が多くなりましたが、現在使用している庁舎わきの駐車場の拡張が困難のため、まことに恐縮ですが、ご来庁の際はなるべくお車の使用をご遠慮くださるようご協力ください。

告知板  
・池袋児童館 11時～14時  
5日「記念バッチをさしあげるほかに形制、手品も行ないます。12日「みんなで花だんづくり」16日「みんなでどんたりはなれり」26日「みんなでゲーム大会」  
★初心者水泳教室  
区体育協会主催、区水泳連盟指導で英明体育館(東鴨三の八)温水プールで開きます。会費千円で定員は男女各50名。5月2日から体育課(内線312)で先着順に受付。開催日は男子 5月18日午後6時半、19日午後3時半、20日午前10時から。女子 5月25日午後6時半、26日午後3時半、27日午前10時から。  
★かしこい消費費にならう  
★勉強会 5月15日「社会保障の現状と外国の例」18日「医療制度」22日「年金制度」いずれも区民センターで午後1時30分から。講師は法政大学吉田秀夫教授。見学者は授業料と交通費をつくる食品店、クリーニング店、パン屋をつくるホクシー草加工工場です。主婦を対象に5月25日開催。申込又は5月1日から定員名を先着順に受付。  
・講座 便利なプラスチック製品は使い方によっては有害物が流出危険です。そこで注意すべきことは、評論家正木英子氏を招いて、10日は区民センター、11日は東鴨三児童館で共に午後1時30分から以上申込先とお問い合わせは電話で消費経済係(内線312)まで。

# ゴミの分別収集に

## ―ご協力ください― 分別収集を4月から始めています

プラスチックやゴムなどは別に集めますので、ご協力ください

ここ数年、各家庭から出されるゴミは増量の傾向が著しく、また、質的にも変化し、多様化しております。なかでも、プラスチック類は、はなはだしいものが多いです。しかし、プラスチック類は、いまや、日常生活に欠かすことのできないほど生活に密着しているのも事実です。

一方、これらプラスチック類が不用品となり、ひとたびゴミとして出された場合、その処理(焼却・埋立)が大変むずかしくなっています。特に、焼却した際には公害問題を引き起こし住民のみならず、生活環境に悪影響を与えることが、過日の調査ではつきりしました。

### ―分別するもの―

種別	主な製品
プラスチック類	漬物・食器類・うすい袋・調味料のいれもの(ソース・醤油・マヨネーズ)・各種容器・おもちや・ハンドバック・カバンなど
ゴム・皮革類	サンダル・ゴムホース・ボール・カバン・靴など主として成型加工されたもの
その他	こうきょう・体温計・寒暄計・乾電池など主として給・水銀を使っているもの

### ―分別収集の日程表―

曜日	実施地域	町丁目
第一	月曜日	駒込1・2・3・6丁目、大和町、池袋本町1・4丁目
	火曜日	駒込4・5・7丁目、巣鴨2・5丁目、西巣鴨4丁目、池袋本町2・3丁目、池袋4丁目
	水曜日	巣鴨1・3・4丁目、池袋2丁目
	木曜日	北大塚1・2・3丁目、池袋1・3丁目、西池袋1・3・5丁目
	金曜日	西巣鴨1・2・3丁目、目白3・4丁目、西池袋2丁目
第二	土曜日	上池袋2・3・4丁目、西池袋4丁目、目白5丁目、千早町1丁目
	月曜日	南大塚1・2丁目、南長崎1丁目、長崎1・2・3丁目
	火曜日	南大塚3丁目、東池袋4・5丁目、南長崎2・3・4丁目
	水曜日	上池袋1丁目、東池袋2丁目、南長崎5・6丁目、長崎4丁目
	木曜日	東池袋1・3丁目、南池袋1・2・3丁目、長崎5・6丁目、千早町2・3丁目
第四	金曜日	南池袋4丁目、雑司が谷1・2・3丁目、千早町4丁目、要町1丁目、千川1・2丁目、高松3丁目
	土曜日	目白1・2丁目、高田1・2・3丁目、高松1・2丁目、要町1・2丁目
	日曜日	

収集日が祝日に当たった場合は次の収集日に出して下さい。

出して下さい。なお、紙袋やダンボールでは絶対に出さないでください。また、一般容器ゴミや粗大ゴミを出されても収集できませんのでご協力ください。お問い合わせは豊島清掃事務所(九八四)九六八一へ。

### ―ごぞんじですか―

#### 建築基準法と違反建築

①建築現場をパトロールして違反建築の早期発見に努める建築監視員制度。  
②違反建築には是正命令を出した場合、現場に際限を設置して事実を知らせる公示制度。  
③是正命令が実行されない場合本人に代わって役所が実行力行使をする行政執行制度。  
④命令が出て、その旨公示された建物に対して水道、ガス、電気の供給を止めてしまう制度。  
これらの手段を、違反の内容と程度に応じて、用途変更や修繕、移転、除却などの是正行為を、指導あるいは命令によって実行させ、適法な状態にする訳です。

⑤違反建築に対する取り締まり  
違反建築あるいは、建ぺい率20%が超過している違反建築などの場合。  
⑥違反建築に対する取り締まり  
近年制度的にはかなり充実してきており、次のような制度があります。

⑦建築現場をパトロールして違反建築の早期発見に努める建築監視員制度。  
⑧違反建築には是正命令を出した場合、現場に際限を設置して事実を知らせる公示制度。  
⑨是正命令が実行されない場合本人に代わって役所が実行力行使をする行政執行制度。  
⑩命令が出て、その旨公示された建物に対して水道、ガス、電気の供給を止めてしまう制度。  
これらの手段を、違反の内容と程度に応じて、用途変更や修繕、移転、除却などの是正行為を、指導あるいは命令によって実行させ、適法な状態にする訳です。

## 国民年金から

### ◆保険料を納められないときは免除の申請を

病氣や失業などの経済的な理由で、納められない場合は、申請をすれば認められ、保険料が免除になります。

申請をすれば認められ、保険料が免除になります。免除の申請は、年間を通していつでも受け付けておりますが、7月31日までに申請しますと年間の保険料が免除になります。

ただし、任意加入者、「5年」年金加入者は除かれます。調査係(内線30)へ

◆納め忘れていた  
昭和47年4月から48年3月までの保険料で、納め忘れがありましたら、4月28日まで納めてください。

未納のままにしておくと将来受けられる年金が少なくなったり、もろくなることもあります。いま一度おたしかめください。保険料の納入は、近くの銀行・信用金庫・信用組合・郵便局へ。  
お手持に納付書がないときは、厚生部国民年金課(内線333)へお申し出ください。

◆区非常勤職員募集  
教員、保母または児童厚生事業に關し経験を有する方。勤務先は区立児童館(勤務は週4日)。お問い合わせは児童係(内線37)までおたずねください。

◆豊島の神社展  
6月23日まで区内神社の神輿、獅子、狛犬、野弓などを区民センターで展示しています。ご来場は無料です。お問い合わせは文化係(内線1)までおたずねください。

◆16ミリ音声映写機講習会  
一回目 5月24・25・28・29日。二回目 6月1・4・5・7・8日。時間はいずれも昼の部後2時、夜の部は6時から18歳以上の方。5月9日からハガキ一枚を持って文化係(内線37)へ。定員各回各20名で、超えた場合は翌日抽せんにより決めます。

◆水曜レコードコンサート  
区民センター音楽室で後6時から開きます。5月は、2日「オペラアワー」、16日「ポピュラー新譜紹介」、23日「ポップ・特集」20日「詩と音楽」問合せ先は文化係(内線37)教室

◆家族徒歩OJ教室  
5月13日に東上線緑生で開きます。対象は家族・中学生(保護者の承諾書が必要)のグループ。参加費一人百円で4月25日から休校(内線37)で受付。

◆体力テストの普及の貸出し  
職場、町会、グループで一度体力テストの測定をしてみませんか。貸出し先は体育課(内線37)

◆青年教室開講します  
栄養料理は毎週火曜と金曜コースで15回。被服は毎週火・金曜で30回。孔版(器写)印刷は毎週水曜で6回。レクリエーションは毎週木曜で10回。授業は毎週金曜で7回。受付は5月1日から。栄養料理のみハガキ一枚持参。開講は5月第3週からです。会場は区民センター、および青年館。申込先とお問い合わせは、社会教育第二係(内線15)または青年館(内線6)七四〇へ。

◆若いうちに未来の設計を  
わが国では、いま国と国民が一体となって、国民の生活を守る社会保障のしくみができてきています。なか、くわしいことは国民年金課(内線33)へ。

◆加入の手続きは、もよりの出張所か国民年金課へ印かんをおもちになってください。

◆なお、くわしいことは国民年金課(内線33)へ。

◆あらわされている絵やスケッチなど。たとえば、果物や染井の菊の風俗絵、千川上水の板並木のスケッチなど。☆このほか、この土地に残る昔話やい伝え(伝説)あるいは独特の唄(もちつき唄、わらべ唄、あうち唄など)をご存知の方は、ぜひご協力のほどお待ちしております。

◆豊島区史編さん室(内線27)

◆半年後に乾の部(上巻)発行予定!  
「目で見る豊島区史資料」集がありまして、ご協力のほどお願いいたします。

◆地図編の編さん準備が進んでおり、この11月には、近世編が刊行されることになりました。たまたま、その村や町などをとお持ちか、ごぞんじの方

◆地図編の編さん準備が進んでおり、この11月には、近世編が刊行されることになりました。たまたま、その村や町などをとお持ちか、ごぞんじの方

◆地図編の編さん準備が進んでおり、この11月には、近世編が刊行されることになりました。たまたま、その村や町などをとお持ちか、ごぞんじの方

◆地図編の編さん準備が進んでおり、この11月には、近世編が刊行されることになりました。たまたま、その村や町などをとお持ちか、ごぞんじの方

◆地図編の編さん準備が進んでおり、この11月には、近世編が刊行されることになりました。たまたま、その村や町などをとお持ちか、ごぞんじの方

◆地図編の編さん準備が進んでおり、この11月には、近世編が刊行されることになりました。たまたま、その村や町などをとお持ちか、ごぞんじの方

◆地図編の編さん準備が進んでおり、この11月には、近世編が刊行されることになりました。たまたま、その村や町などをとお持ちか、ごぞんじの方

◆地図編の編さん準備が進んでおり、この11月には、近世編が刊行されることになりました。たまたま、その村や町などをとお持ちか、ごぞんじの方

◆地図編の編さん準備が進んでおり、この11月には、近世編が刊行されることになりました。たまたま、その村や町などをとお持ちか、ごぞんじの方

◆地図編の編さん準備が進んでおり、この11月には、近世編が刊行されることになりました。たまたま、その村や町などをとお持ちか、ごぞんじの方

◆地図編の編さん準備が進んでおり、この11月には、近世編が刊行されることになりました。たまたま、その村や町などをとお持ちか、ごぞんじの方

◆地図編の編さん準備が進んでおり、この11月には、近世編が刊行されることになりました。たまたま、その村や町などをとお持ちか、ごぞんじの方

◆地図編の編さん準備が進んでおり、この11月には、近世編が刊行されることになりました。たまたま、その村や町などをとお持ちか、ごぞんじの方

### くくちばん・告知板

◆区非常勤職員募集  
教員、保母または児童厚生事業に關し経験を有する方。勤務先は区立児童館(勤務は週4日)。お問い合わせは児童係(内線37)までおたずねください。

◆豊島の神社展  
6月23日まで区内神社の神輿、獅子、狛犬、野弓などを区民センターで展示しています。ご来場は無料です。お問い合わせは文化係(内線1)までおたずねください。

◆16ミリ音声映写機講習会  
一回目 5月24・25・28・29日。二回目 6月1・4・5・7・8日。時間はいずれも昼の部後2時、夜の部は6時から18歳以上の方。5月9日からハガキ一枚を持って文化係(内線37)へ。定員各回各20名で、超えた場合は翌日抽せんにより決めます。

◆水曜レコードコンサート  
区民センター音楽室で後6時から開きます。5月は、2日「オペラアワー」、16日「ポピュラー新譜紹介」、23日「ポップ・特集」20日「詩と音楽」問合せ先は文化係(内線37)教室

◆家族徒歩OJ教室  
5月13日に東上線緑生で開きます。対象は家族・中学生(保護者の承諾書が必要)のグループ。参加費一人百円で4月25日から休校(内線37)で受付。

◆体力テストの普及の貸出し  
職場、町会、グループで一度体力テストの測定をしてみませんか。貸出し先は体育課(内線37)

◆青年教室開講します  
栄養料理は毎週火曜と金曜コースで15回。被服は毎週火・金曜で30回。孔版(器写)印刷は毎週水曜で6回。レクリエーションは毎週木曜で10回。授業は毎週金曜で7回。受付は5月1日から。栄養料理のみハガキ一枚持参。開講は5月第3週からです。会場は区民センター、および青年館。申込先とお問い合わせは、社会教育第二係(内線15)または青年館(内線6)七四〇へ。

### 融資の案内

## 二案内

### 貸し付け限度額を増額 火災や病気のための 応急小口資金

災害、病気、就職、または日常の生活用品の購入などで、緊急に必要とする費用の調達に困難な方に、少額の資金を貸し付けする制度ですが、つぎのとおり改正し、4月より実施しますのでご利用ください。

①貸し付け限度額  
・一世帯2万円以内

・災害、入院等で特に必要な場合は、5万円まで。(保証人必要)

### ②償還方法

貸し付けを受けた翌月から毎月賦償還。(無利子)  
・2万円以内……………10か月

・2万円をこえる額……………20か月  
▼貸し付け申し込みのできる方  
つぎのすべてに該当する方  
・豊島区内に3か月以上住んでいる世帯主であること。  
・他から融資を受けない方  
・収入が区で定めた基準以下であること。

▼申し込みとお問い合わせは、福祉課管理係(内線316・356)

### 生業資金を お貸しします

この資金は、これから事業をはじめようとする方、現在事業をしているが、他の金融機関から資金を借りられない方を対象に融資する資金で、つぎのすべてに該当する方にお貸しします  
①豊島区内に一年以上住んでい

て、主としてこの資金による職業で生計をたてる人。

②事業計画が具体的に、すぐに事業ができること、またはすでに事業を営んでいること。

③四十七年度の住民税を完納していること(ただし、法令により課税されなかった方を除きま

す)  
④豊島区内に確定な保証人が一人必要です。

⑤都または区から資金を借りた人は、その元利金を返済していること。

・受付期間  
五月一日から五月十五日まで

・貸付金の限度  
一世帯二十万円(特に必要と認める場合は、三十万円まで)

・返済期間  
六か月の据置期間を含み五年以内

・利率と返済方法  
利率三・六五%(日歩一銭)

月賦返済(据置期間無利子)  
昭和四十八年度の受付予定はつぎのとおりです。

第一回 五月(今回受付)  
第二回 十月  
第三回 翌年十一月

・申込みとお問い合わせは、福祉課管理係(内線316・356)へ

### 手軽な金融に(区営) 公益質屋をご利用ください

生活費、出産費、治療費その他にお金が必要になったとき簡易で安心できる公益質屋をご利用ください。

はじめてお使いの方は、担保の品物のほか、身分証明書または健康保険証等身分を証明できるものと印章を持参してください。

貸付限度額  
一世帯十万円まで

利子

一か月三パーセント(三分) 半月計算  
営業時間  
午前九時から午後六時まで  
(日曜、祝日は休み)

なお、くわしいことは左記へお問い合わせください。  
豊島区池袋本町一の四十七の七(東上線池袋下車、池袋第二小学校わき)

### 母子福祉資金 婦人福祉資金 をご利用ください

東京都は、都内に6か月以上在住している母子家庭に、左記のような各種母子福祉資金をお貸ししてあります。どうぞご利用ください。お問い合わせは、福祉事務所母子、婦人相談員(内線29・34)へ。

なお25歳以上のご婦人には婦人福祉資金をお貸ししてあります。この資金は、団体貸し付けと修業資金がなく、結婚資金5万円がある他は、金額の若干の

資金の種類	限度額
母子福祉資金(母子世帯)	40万円(団体150万円) 20万円(個人50万円)
婦人福祉資金(個人)	30,000円
母子福祉資金(母子世帯)	10万円(特別な場合15万円)
婦人福祉資金(個人)	11,000円
母子福祉資金(母子世帯)	30,000円
婦人福祉資金(個人)	30,000円
母子福祉資金(母子世帯)	30,000円
婦人福祉資金(個人)	30,000円
母子福祉資金(母子世帯)	30,000円
婦人福祉資金(個人)	30,000円
母子福祉資金(母子世帯)	30,000円
婦人福祉資金(個人)	30,000円

### 中小商業の 融資資金(一)案内

運転、設備資金とも  
限度額150万円に引きあげ  
お問い合わせの人は…

①区内に引続き一年以上同一事業を営み ②代表者の住所並びに主たる事業所の所在地が共に区内に、または主たる事業所の所在地が区内にあること。③事業計画と資金計画があること。  
※飲食業(ただし大衆食堂等を除く)・仲介・不動産・金融業等を除く。

◇お貸しできる方は…  
◆利息は年6分6厘以内  
返済期間は、資金別によつて違いますが、保証料は百万円までで負担します。

くわしいことは、経済課商工係(内線29)まで。  
△お知らせ△  
働くおあさんのための  
家庭福祉員(保育ママ)

これは、働くおあさんに安心して仕事に励んでいただくよう子に、お近くのご家庭で昼間お子さんをお預かりする制度です。対象  
生徒5週間以上の乳幼児からお預かりする場所  
・お預かりする場所  
・上池袋3丁目、池袋2丁目、千川2丁目、東池袋2丁目の各家庭福祉員の家でお預かりいたします。

なお、くわしいことは、児童係(内線357)へ。  
◇青少年指導者講習会  
(前期 初級)

将来リーダーを志す人、および現在活躍しているリーダーの方々に専門的指導のもとに、リ

リーダーとして団体指導上の必要な知識、技術を得ていただくための講習会を開催します。

●受講資格  
原則として、区内在住在勤者で、18歳以上の方。

◎定員 各会場とも40名  
◎内容 会場・期別別表のとおり。

◎講習会修了後、希望する方には認定審査のうえ、認定証(初級)を交付します。

◎お問い合わせ・申し込みは、社会教育課第2係(内線415)、区立青年館(98)六七四〇

輸血用血液はピンチに  
追いこまれています  
あなたの献血で下さい  
生命を救ってください

昭和47年度  
歳末たすけあい運動  
実績報告

世帯者	4,687,000
単身者	1,133,600
要保護者	2,316,800
国保者	650,000
老人ホーム入所者	456,000
児童他	866,100
その他	836,500
計	10,946,000

◆固定資産税、都市計画税第1期分の納期が5月に  
例年ですと、固定資産税第1期分の納期は4月ですが、住宅用地などを対象とした地方税法の一部改正法案の国会での審議が遅れている関係から、いまのところ5月になる見込みです。  
したがって、納税通知書は、5月中旬ごろにお手もとに届く予定です。

◆自動車税第1期分の納期限は5月31日(木)です。郵便局または銀行など金融機関の窓口を利用のうえ納めてください。  
東京都豊島郡税務事務所  
電話(98)二二二二

会場	期日	時 間	科 目
果穂厚生会館	5月22日(火)	1:30 ~ 4:00	講 義
	5月24日(木)	1:30 ~ 4:00	実 技
	5月25日(金)	1:30 ~ 4:00	研究協議
青 年 館	5月29日(火)	6:30 ~ 9:00	講 義
	5月30日(水)	6:30 ~ 9:00	実 技
	5月31日(木)	6:30 ~ 9:00	研究協議
長崎厚生会館	6月5日(火)	1:30 ~ 4:00	講 義
	6月7日(木)	1:30 ~ 4:00	実 技
	6月8日(金)	1:30 ~ 4:00	研究協議

なお、講義、実技、研究協議修了後(7時間)を行ないます。

### ダイヤルを回して聞こう人情報 テレホンサービスダイヤル(九八八)六六六一五 池袋公共職業安定所から

大宮YMCA総主催 大崎敏治先生  
①変動する社会でのレクリエーション  
②反応性あるレクリエーション活動  
③集団思考とレクリエーション

立教大学教授 岡本包治先生  
①青少年団体活動の現状とこれからの方向  
——組織、内容、活動のモデル像——  
②研究協議

講 義  
日野社会教育センター指導部長 岩崎勝二先生  
①グループ活動のねらいと効果  
②青少年の生活と環境

科 目	講 師	内 容
講 義	日野社会教育センター指導部長 岩崎勝二先生	①グループ活動のねらいと効果 ②青少年の生活と環境
実 技	大宮YMCA総主催 大崎敏治先生	①変動する社会でのレクリエーション ②反応性あるレクリエーション活動 ③集団思考とレクリエーション
研究協議	立教大学教授 岡本包治先生	①青少年団体活動の現状とこれからの方向 ——組織、内容、活動のモデル像—— ②研究協議